

## 介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要領

### 第1 趣旨

この要領は介護保険関連施設等施設整備事業費補助金の交付に関し、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及び介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 実施の要件

- 1 要綱別表2に規定する知事が別に定める要件は、次に掲げるいずれにも該当するものであること。
  - (1) 補助対象経費の見積総額が3,000万円以上であること。
  - (2) 施設の長寿命化計画（修繕計画）等を策定し、大規模修繕後に当該施設を15年以上使用することが見込まれていること。
  - (3) 当該対象施設が、既に本要綱による大規模修繕に係る補助金の交付を受けている場合は、原則、当該補助金の交付を受けて行った大規模修繕が完了した年度の翌年度の初日から起算して15年以上経過していること。

### 附 則

この要領は、令和6年10月29日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。